

臼杵市国土強靱化地域計画（改定）【概要版】

臼杵市国土強靱化地域計画（改定）について

平成25年12月に防災・減災等に資する国土強靱化基本法が施行、翌年に国土強靱化基本計画が閣議決定され、具体的な取組みが始まりました。その後、近年の災害から得られた教訓や社会情勢の変化等により、平成30年12月、令和5年7月に基本計画が変更されました。

大分県においても、基本法及び基本計画の理念を踏まえ、早急に事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに地域間競争力の向上に資する強靱な地域づくりを推進するため、平成27年11月に「大分県地域強靱化計画」を策定し、取組みを推進してきました。その後、国の基本計画の変更等に伴い、令和2年3月、令和7年3月に改定を行いました。

各種災害リスクを抱える本市においても、県計画との調和を図りながら、地域強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和2年3月に「臼杵市国土強靱化地域計画」を策定し、地域の強靱化に資する施策を進めてきました。

策定後、年数が経過したことによる社会情勢の変化等とともに、基本計画の変更及び県計画の改定を踏まえ、「臼杵市国土強靱化地域計画」を改定しました。

計画改定の主なポイント（現行計画からの主な変更点）

《【ポイント1】 国土強靱化基本計画、大分県地域強靱化計画（改定）との調和》

▶ 国土強靱化基本計画（令和5年7月変更）、大分県地域強靱化計画（令和7年3月改定）との調和を図り、計画の構成、目標や起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）、強靱化施策分野等について見直し

【計画の構成等の見直し】

- ・ 県計画の構成等に合わせて見直し
 - ✓ 基本的な方針の見直し
 - ✓ 『第4章 計画の推進と不断の見直し』の追加

【事前に備えるべき目標の見直し】

- ・ 事前に備えるべき目標を8つから6つに見直し
（※見直した6つの目標は次頁のとおり）

【起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の見直し】

- ・ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を28から24に見直し
（※見直した24のリスクシナリオは次頁のとおり）

【強靱化施策分野の見直し】

- ・ 横断的分野に“デジタル活用”を追加

《【ポイント2】 第3次臼杵市総合計画等の関連計画との整合》

▶ 本市の最上位計画である第3次臼杵市総合計画（令和7年7月）をはじめ、臼杵市地域防災計画（令和7年2月）、臼杵市立地適正化計画（令和6年5月）等の関連計画と整合を図り、目指すべき将来の地域の姿の設定やリスクシナリオの推進方針に追加

【目指すべき将来の地域の姿の設定】

- ・ 第3次臼杵市総合計画における重点プロジェクトの1つとして掲げる『住み慣れた地域で安心して暮らせるまち』に合わせて設定

【リスクシナリオの推進方針の追加】

- ・ 高速道路の耐震化や4車線化の早期完成等に関する取組の追加
- ・ 立地適正化計画における防災指針の取組を追加 等

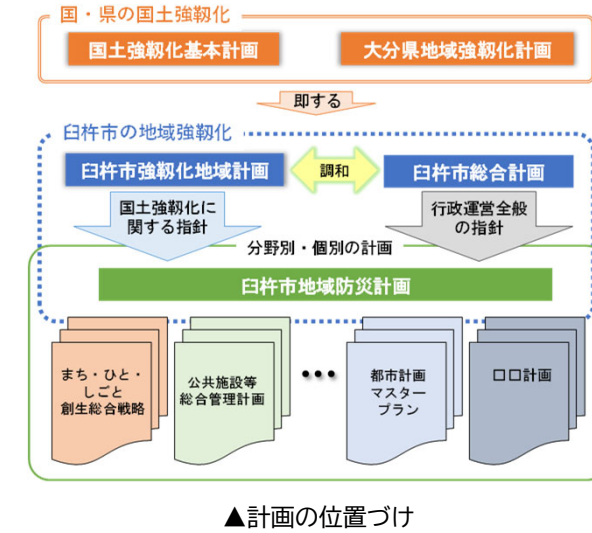
計画の構成

◆序章

- ・ 臼杵市の特性や災害リスク（巨大地震・津波、風水害・土砂災害）
- ・ 基本法の制定と地域計画の策定、計画の位置づけ

◆第1章 国土強靱化の基本的な考え方

- 【1. 国土強靱化の理念】
 - 【2. 目指すべき将来の地域の姿】
『住み慣れた地域で安心して暮らせるまち』
 - 【3. 基本目標】
 - ①人命の保護が最大限図られること
 - ②市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
 - ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - ④迅速な復旧・復興
 - 【4. 基本的な方針】
 - （1）市民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理
 - （2）経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化
 - （3）デジタル等の活用や災害対応の官民連携など地域強靱化施策の高度化
 - （4）人的被害ゼロに向けた地域防災力の強化
 - 【5. 基本的な進め方】



◆第2章 脆弱性評価

- ・ 6項目の個別施策分野と4つの横断的分野の設定

《個別施策分野》

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| ①行政機能・警察・消防等 | ②住宅・都市・環境・地域 | ③保健医療・福祉・教育 |
| ④情報・産業・エネルギー | ⑤交通・物流・国土保全 | ⑥農林水産 |

《横断的分野》

- | | |
|----------------|-------------|
| A リスクコミュニケーション | B 地域の生活機能維持 |
| C 老朽化対策 | D デジタル活用 |

- ・ 6つの「事前に備えるべき目標」と24の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定
※次頁のとおり

◆第3章 強靱化の推進方針

- ・ 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの推進方針を記載
※次頁のとおり

◆第4章 計画の推進と不断の見直し

- 【1. 計画の推進と重点化】
 - （1）毎年度の年次計画による進捗管理とPDCAサイクル
 - （2）施策の重点化
 - （3）デジタル活用による効果的な推進
 - （4）地域強靱化に関する広報・普及啓発
- 【2. 市の他の計画等の必要な見直し】
- 【3. 地域強靱化の不断の見直し】
社会経済情勢等の変化や、施策の推進状況等を考慮し、おおむね5年ごとに計画内容の見直しを行います。また、必要に応じて毎年度の施策の進捗状況等により所要の見直しを行います。

臼杵市国土強靱化地域計画（改定）【概要版】

事前に備えるべき目標／起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）／強靱化の推進方針

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

○市民の耐震化の必要性について啓発活動を行うとともに、耐震診断・耐震改修の経済的負担を軽減する支援などを行います。
○市民の避難場所や防災拠点となる広場・施設等について、整備及び老朽化対策を推進します。 等

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

○消火栓や耐震性貯水槽等の消防水利や、装備資機材等の更なる充実強化・整備を図ります。
○消防団、自主防災組織等の充実強化を図ります。 等

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

○市民へ迅速な避難を促すため、臼杵市防災マップ（WEB版）を最新の情報に更新するとともに、市民への周知啓発を図ります。
○津波からの避難を確実にを行うため、複数の情報伝達体制の整備などの対策を関係機関が連携して進めます。 等

1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 (ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)

○台風等の大雨による地域の浸水被害を最小限に防ぐため、排水施設の整備及び適切な維持管理を推進します。
○河川の氾濫原因となる老朽化した橋の撤去や架替等を推進します。 等

1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生

○警戒避難体制の再確認、避難訓練や防災教育など実行性のある避難行動を確保する取組を推進します。
○間伐や植林等を効率的に行い、災害に強い森林づくりの施設整備や維持管理を進めます。 等

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

○臼杵市と各関係機関で大規模災害を想定した連携訓練を行うなど、災害対応力の強化を図ります。
○臼杵市社会福祉協議会を中心としたボランティアセンター運営に係る協力体制の構築を推進します。 等

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

○住民等が適切な応急処置が出来るようにするため、応急手当の普及啓発活動を推進します。
○BCPの適宜見直しや災害に備えた訓練の実施により、災害拠点病院の機能強化を進めます。 等

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

○学校施設の多くが災害時に避難所となることから、トイレの洋式化や空調整備など避難所としての防災機能を強化します。
○二次健康被害が懸念されるため、避難者の健康管理について、県や医師会等との連携体制を構築します。 等

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

○広域かつ大規模な災害に備え、各家庭等における食料や飲料水等の自己備蓄を促進します。
○トイレカーの導入やマンホールトイレなど、災害時も安心して使用できるトイレ環境の整備を促進します。 等

2-5 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

○区長・介護施設・高齢者福祉施設等に対し、孤立の有無や避難者の人数等を把握できる連絡体制の整備を推進します。
○災害時に孤立化する恐れがある地域に通じる市道・農道・林道などのルート把握及び整備を推進します。 等

2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下

○災害発生時における感染症の発生やまん延を防止するため、平時から予防接種の必要性について普及啓発を図ります。
○定期予防接種の対象者へ接種勧奨を行います。 等

3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

○庁舎の整備・市職員の訓練・組織の変更等に応じて継続的に臼杵市業務継続計画の見直しを行います。
○災害時の業務継続可能な体制を確保するため、市有建築物の点検及び長寿命化に向けた予防保全工事を計画的に行うとともに、場所にとられず業務が遂行できるようネットワークの再構築を推進します。 等

4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等による企業の生産力の低下

○大規模自然災害による産業関連施設の損壊等の発生後、少しでも早く企業としての生産活動を復旧できるよう、各企業における業務継続計画（BCP）の策定を促します。 等

4-2 基幹的な陸上・海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

○高速道路の耐震化や4車線化の早期完成、港湾周辺のアクセス道路の整備に向けた取組を推進します。
○交通の分断を防ぐ対策として、道路施設の地震・津波・風水害対策を着実に推進します。 等

4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響

○避難所等へ円滑に輸送するため、臼杵市災害時受援計画を基に、人的・物的支援を円滑に受入れる体制づくりを推進します。
○食料や飲料水等の確保を行うため、関係機関・関係団体・一般企業との協定の締結を推進します。 等

5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

○災害時の通信連絡手段を確保するため、各主要施設には2ルート化（複線化）を行い通信手段の確保を図ります。
○災害時における情報収集や発信できるようにするため、公的施設や各家庭におけるWi-Fi整備を進めます。 等

5-2 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

○避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等を中心に、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保します。
○太陽光やバイオマス、水素等次世代燃料を活用した再生可能エネルギー設備や電気自動車等の導入を推進します。 等

5-3 上下水道施設等の長期間にわたる機能停止

○災害後の生活環境確保のため、水道施設の耐震化や老朽化した設備の更新など、地震による断水被害の軽減措置を進めます。
○下水道施設(処理場、ポンプ場等)の老朽化対策や耐震化・耐津波対策を着実に推進します。 等

5-4 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響

○地域の日常生活や地域間連携を確保するため、市道・農道・林道や未整備路線となっている都市計画道路「野田戸室線」など道路施設の整備を推進します。 等

6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

○救命・救助活動部隊の現地入りや緊急物資の輸送を行うため、道路啓開を迅速に実施する上で必要な体制を確立することが不可欠であることから、道路啓開実施計画で整理した事項を道路管理者と関係行政機関で認識・共有します。 等

6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

○関係機関や民間企業との災害時における協定を円滑に運用できるよう連絡体制の整備に取り組みます。
○被災宅地危険度判定士・被災建築物応急危険度判定士など災害時に必要となる人材の育成・確保を図ります。 等

6-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○自主防災組織を結成していない地域に対して、自主防災組織の結成を促します。
○大規模自然災害に対応するため、市町村の区域を越えた広域的な消防相互支援体制の充実強化を図ります。 等

6-4 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○最新の被害想定等に基づき、災害廃棄物処理計画の見直しを進めるとともに、訓練や研修等を通じた人材育成を図ります。
○他の自治体及び協定を締結している関係機関等と連携し、災害廃棄物処理に対しての推進を図ります。 等

6-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

○応急仮設住宅建設候補地に関する関係部署間の連携体制を整えます。
○被災後の円滑な復旧・復興を確保するため、地籍調査の更なる推進を図ります。 等